

広島県国民健康保険財政安定化基金条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和四年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十七号

広島県国民健康保険財政安定化基金条例等の一部を改正する条例

(広島県国民健康保険財政安定化基金条例の一部改正)

第一条 広島県国民健康保険財政安定化基金条例(平成二十八年広島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(積立て)</p> <p>第二条 基金には、法第八十一条の二第二項及び第七項に規定するところにより、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号。以下「政令」という。)第二十一条の規定により算定した繰入金の額及び政令第二十二条第二項の規定により算定した市町から徴収する財政安定化基金拠出金(以下「拠出金」という。)の総額の三倍に相当する額の合算額を標準として積み立てる。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、基金には、国民健康保険事業費特別会計の各年度の歳入歳出の決算上生じた剰余金の全部又は一部を積み立てることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(処分)</p> <p>第五条 基金は、法第八十一条の二第一項第一号に掲げる事業に係る貸付金の貸付け(以下「貸付金の貸付け」という。)、同項第二号に掲げる事業に係る交付金の交付(以下「交付金の交付」という。)並びに同条第二項及び第四項の規定による取崩しを行う場合に限る。その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>(貸付金の貸付けの要件及び額)</p>	<p>(積立て)</p> <p>第二条 基金には、法第八十一条の二第二項及び第六項に規定するところにより、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号。以下「政令」という。)第二十一条の規定により算定した繰入金の額及び政令第二十二条第二項の規定により算定した市町から徴収する財政安定化基金拠出金(以下「拠出金」という。)の総額の三倍に相当する額の合算額を標準として積み立てる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(処分)</p> <p>第五条 基金は、法第八十一条の二第一項第一号に掲げる事業に係る貸付金の貸付け(以下「貸付金の貸付け」という。)、同項第二号に掲げる事業に係る交付金の交付(以下「交付金の交付」という。)及び同条第二項の規定による取崩しを行う場合限り、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>(貸付金の貸付けの要件及び額)</p>

第八条 貸付金の貸付けは、法第八十一条の二第十項第一号に規定する収納不足市町村に該当する市町に対し、政令第十四条第二項及び第三項の規定により算定した額を限度として、その範囲内の額で行うものとする。

(交付金の交付の要件及び額)
第十二条 交付金の交付は、法第八十一条の二第十項第二号に規定する基金事業対象保険料

収納額が同項第三号に規定する基金事業対象保険料必要額に不足することにつき次に掲げる特別の事情があると認められる市町に対し、政令第十七条第二項及び第三項の規定により算定した額について行うものとする。
一―三 (略)

(抛出金の額等)

第十三条 各年度において知事が法第八十一条の二第五項の規定により市町に対して納付を求め、る抛出金の総額(次項第一号において「抛出金の総額」という。)は、政令第二十二條第二項の規定により知事が定める額とする。
2・3 (略)

(法第八十一条の二第二項の規定による取崩しの要件及び額)
第十五条 (略)

第十六条 (略)

(法第八十一条の二第四項の規定による取崩しの要件及び額)
第十七条 知事は、法第八十一条の二第四項に

該当する場合、政令第二十一条の二第三項の規定により算定した額を限度として、その範囲内の額を取り崩すことができる。

第十八条 (略)

第八条 貸付金の貸付けは、法第八十一条の二第九項第一号に規定する収納不足市町村に該当する市町に対し、政令第十四条第二項及び第三項の規定により算定した額を限度として、その範囲内の額で行うものとする。

(交付金の交付の要件及び額)
第十二条 交付金の交付は、法第八十一条の二第九項第二号に規定する基金事業対象保険料

収納額が同項第三号に規定する基金事業対象保険料必要額に不足することにつき次に掲げる特別の事情があると認められる市町に対し、政令第十七条第二項及び第三項の規定により算定した額について行うものとする。
一―三 (略)

(抛出金の額等)

第十三条 各年度において知事が法第八十一条の二第四項の規定により市町に対して納付を求め、る抛出金の総額(次項第一号において「抛出金の総額」という。)は、政令第二十二條第二項の規定により知事が定める額とする。
2・3 (略)

(取崩しの要件及び額)

第十五条 (略)

第十六条 (略)

第十七条 (略)

(広島県国民健康保険財政安定化基金条例の一部改正)

第二条 広島県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例(平成三十年広島県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
附則	附則	附則
1・2 (略)	1・2 (略)	1・2 (略)
3 この条例による改正後の広島県国民健康保険財政安定化基金条例第五条の規定にかかわ	3 この条例による改正後の広島県国民健康保険財政安定化基金条例第五条の規定にかかわ	3 第五条の規定にかかわらず、基金は、平成三十年四月一日から平成三十六年三月三十一

らず、基金は、平成三十年四月一日から令和六年三月三十一日までの間、法附則第二十五条の規定により県内の市町に対する法の円滑な施行のために必要な資金の交付に必要な費用に充てる場合に、その一部を処分することができる。

日までの間、法附則第二十五条の規定により県内の市町に対する法の円滑な施行のために必要な資金の交付に必要な費用に充てる場合に、その一部を処分することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。